



令和5年 第1回定例会：2月1日

## 行田羽生資源環境組合議会会議録

行田羽生資源環境組合議会

## 令和5年第1回行田羽生資源環境組合議会定例会会議録 目次

○招集告示	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員（8名）	3
○欠席議員（1名）	3
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
開 会（午後 1時30分）	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
議会運営委員長報告	4
○議案第1号～第4号の上程、提案説明	5
石 井 直 彦 管理者	5
江 森 裕 一 事務局長	6
○上程議案の質疑	11
休 憩（午後 1時53分）	11
再 開（午後 1時58分）	11
○上程議案の質疑続行	11
質疑 9番 保 泉 和 正 議員	11
答弁 江 森 裕 一 事務局長	12
質疑 2番 野 本 翔 平 議員	14
答弁 江 森 裕 一 事務局長	14
再質疑	15
再答弁	15
○上程議案の討論、採決	16
○一般質問	17
1番 木 村 博 議員	17

答弁 江 森 裕 一 事務局長	1 7
再質問	1 8
再答弁	1 8
2 番 野 本 翔 平 議員	1 9
答弁 江 森 裕 一 事務局長	2 0
再質問	2 1
再答弁	2 1
○特定事件の委員会付託	2 2
閉 会 (午後 2 時 4 4 分)	2 2
<hr/>	
○署名議員	2 3

行田羽生資源環境組合告示第1号

令和5年第1回行田羽生資源環境組合議会定例会を2月1日行田市役所305会議室に招集する。

令和5年1月24日

行田羽生資源環境組合  
管理者 石井直彦

令和5年第1回行田羽生資源環境組合議会定例会会議録

○議事日程

令和5年2月1日（水曜日） 午後1時30分開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案第 1号 行田羽生資源環境組合個人情報保護に関する法律施行条例

議案第 2号 行田羽生資源環境組合新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会条例

議案第 3号 行田羽生資源環境組合特別職職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 4号 令和5年度行田羽生資源環境組合会計予算

第 4 一般質問

一般質問通告一覧

順	質問者氏名	質問内容
1	1番 木村 博 議員	1 施設整備スケジュールにある事業者選定アドバイザーについて ①令和5年度から令和6年度にかけて行う事業者選定アドバイザーとは、どのような事を言っているのか
2	2番 野本 翔平 議員	1 事業の進捗について ①事業は予定通り進んでいるのか ②遅れた場合の対応はどうなるのか 2 環境への配慮について

第 5 特定事件の委員会付託

○会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（8名）

1番	木村博	議員	2番	野本翔平	議員
4番	加藤誠一	議員	5番	吉野修	議員
6番	野中一城	議員	7番	香川宏行	議員
8番	峯寄貴生	議員	9番	保泉和正	議員

---

○欠席議員（1名）

3番 江原博之 議員

---

○説明のため出席した者

石井直彦 管理者  
河田晃明 副管理者  
江森裕一 事務局長  
小磯行男 参事

---

○事務局職員出席者

総務施設課長 金子政好  
書記 寺田雄大  
書記 尾城英樹

---

午後 1時 30分 開会

○香川宏行議長 皆さん、こんにちは。

ただ今から、令和5年第1回行田羽生資源環境組合議会定例会を開会いたします。

なお、本日傍聴の皆様申し上げます。私語は慎んでいただくようよろしくお願いいたします。また、途中での入退室は自由でございますので、よろしくお願い申し上げます。

出席議員が8名で定足数に達しておりますから議会は成立いたしております。

これより本日の会議を開きます。

なお、本定例会においては新型コロナウイルス感染症対策を講じております。

管理者から提出された議案を報告いたします。これら件名はお手元に配布してある印刷文書によりご了承願います。

---

#### △会議録署名議員の指名

○香川宏行議長 これより日程の順序に従い、議事に入ります。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第85条の規定により議長において指名いたします。

4番 加藤 誠一 議員

5番 吉野 修 議員

以上2名の方をお願いいたします。

---

#### △会期の決定

○香川宏行議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありましたので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員長——8番 峯寄 貴生 議員

〔峯寄貴生議会運営委員長 登壇〕

○峯寄貴生議会運営委員長 当委員会は、去る1月27日に委員会を開催し、本定例会の会期及び日程について協議をいたしました結果、会期を本日1日とし、議事日程をお手元に配付いたしております、令和5年第1回行田羽生資源環境組合議会定例会議事日程のとおり決定した次第であります。

議員各位におかれましては、この日程にご賛同賜り、円滑で効率的な議会運営がなされま

すようお願い申し上げます、報告を終わります。

○香川宏行議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本定例会の会期を本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○香川宏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決しました。

これより以降の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりでございますので、ご了承願います。

---

#### △議案第1号～第4号の一括上程、提案説明

○香川宏行議長 次に、日程第3、議案第1号ないし第4号の4議案を一括議題といたします。

朗読を省略して管理者に提案理由の説明を求めます。——管理者。

〔石井直彦管理者 登壇〕

○石井直彦管理者 本日ここに、令和5年第1回行田羽生資源環境組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変ご多忙の中をご参集賜りまして、心から御礼を申し上げます。

さて、このたびの議会においてご審議いただく案件は、条例案のほか、新ごみ処理施設整備の事業者選定に着手するために必要となる債務負担行為の設定を含む令和5年度予算案となります。何とぞ慎重なるご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第1号ないし議案第4号について、順次説明申し上げます。

はじめに、議案第1号 行田羽生資源環境組合個人情報の保護に関する法律施行条例について説明申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に必要な事項について規定するため、行田羽生資源環境組合個人情報保護条例の全部を改正するものであります。

次に、議案第2号 行田羽生資源環境組合新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会条例についてであります。

本案は、組合が発注する新ごみ処理施設の整備及び運營業務を行う事業者の選定に当たり、競争性及び公正性を確保し、客観的な審査及び評価を行うため、事業者選定委員会を設置するものであります。

次に、議案第3号 行田羽生資源環境組合特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の



一部を改正する条例についてであります。

本案は、新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会の設置に伴い、委員報酬及び費用弁償について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第4号 令和5年度行田羽生資源環境組合会計予算についてであります。

令和5年度行田羽生資源環境組合会計予算の1ページをお願いいたします。

歳入、歳出予算の総額は、それぞれ1億2,088万7千円であります。

2ページ及び3ページをお願いいたします。

歳入予算ですが、構成市からの負担金、国の循環型社会形成推進交付金等を充当するものであります。歳出予算の主なもの、人件費等の組合運営に必要となる経常的経費、及び施設整備に向けた委託業務などあります。

4ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為の2段目、ごみ処理施設整備及び運営費でございますが、令和5年度から事業者選定に着手するために必要となることから債務負担行為を設定するものであります。

以上で議案第1号ないし議案第4号についての説明を終わらせていただきます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○香川宏行議長 続いて、事務局長の細部説明を求めます。——事務局長。

〔江森裕一事務局長 登壇〕

○江森裕一事務局長 それでは、議案第1号ないし議案第4号について、細部説明を申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

はじめに、議案第1号 行田羽生資源環境組合個人情報の保護に関する法律施行条例でございます。

本案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、これまで各地方自治体の条例により規定されていた個人情報保護制度が統合され、全国的な共通ルールが当該法律に規定されたことから、当該法律の許容の範囲内で現行の個人情報保護条例の規定を踏襲するとともに、条例で定める必要がある事項について規定するため、現行条例の全部を改正するものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1条は趣旨、第2条は用語の定義を規定するものでございます。現行条例と異なる点といたしましては、第2条に規定しております実施機関について、個人情報の保護に関する法律の対象機関として議会は除外されていることから、本条例においても適用外としております。

第3条は、現行条例で規定している個人情報取扱事務登録簿を継続して配置するものでございます。

3ページをお願いいたします。

第4条は、個人情報の安全管理等のため、個人情報保護責任者を設置するものでございます。

第5条は、個人情報の開示請求の手続、第6条及び第7条は、開示決定等の期限について規定するもので、決定期間について、法律では、請求があった日から30日以内となっておりますが、住民の利便性を考慮し、現行条例と同様に請求があった日の翌日から起算して14日以内とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

第8条は、現行条例と同様に開示請求に係る手数料を無料とし、コピー代、郵送料等の実費分を徴収することとするものでございます。

第9条は、個人情報の訂正請求の手続、第10条は、個人情報の利用停止請求の手続について規定するものでございます。

第11条は、実施状況を毎年1回公表することを規定するもの、第12条は、委任規定でございまして。

5ページをお願いいたします。

附則でございまして、本条例の施行期日を令和5年4月1日とするほか、経過措置を定めるものでございます。

続きまして、議案第2号 行田羽生資源環境組合新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会条例についてご説明申し上げます。

議案書の6ページをお願いいたします。

本案は、組合が発注する新ごみ処理施設の整備及び運營業務を行う事業者の選定に当たり、競争性及び公正性を確保し、客観的な審査及び評価を行うため、事業者選定委員会を設置するものでございます。

7ページをお願いいたします。

第1条は、設置の目的、第2条は、所掌事務について規定するものでございます。

第3条は、組織について規定するもので、委員は6人以内とし、学識経験者、構成市職員等から管理者が委嘱し、又は任命するものでございます。

第4条は、委員の任期について規定するもので、組合が事業者と契約を締結した日までとするものでございます。

8ページをお願いいたします。

第5条は、委員長及び副委員長、第6条は、会議、第7条は、委員の責務、第8条は、委員会の庶務について規定するものでございます。

9ページをお願いいたします。

第9条は、委任規定でございます。

附則でございますが、本条例の施行期日を公布の日とするほか、失効について規定するものでございます。

続きまして、議案第3号 行田羽生資源環境組合特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の10ページをお願いいたします。

本案は、新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会の設置に伴い、委員報酬及び費用弁償について所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますので、別冊の新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第6条第2項は、構成市外に住所を有する特別職の職員が、会議等に出席した場合における費用弁償について規定するものでございます。

別表第1は、新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会の委員長及び委員の報酬額について、追加するものでございます。

議案書に戻りまして、12ページをお願いいたします。

附則でございますが、本条例の施行期日を公布の日とするものでございます。

続きまして、議案第4号 令和5年度行田羽生資源環境組合会計予算について、ご説明申し上げます。

行田羽生資源環境組合会計予算の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億2,088万7千円と定めるものでございます。

第2条は、債務負担行為について規定したものでございます。

内容につきまして、歳出からご説明申し上げますので、10ページをお願いいたします。

1款議会費1項1目議会費44万1千円は、主に議員報酬を計上したものでございまして、前年度に比べ8万8千円の減額でございます。

2款総務費1項1目一般管理費、2,330万4千円は、前年度に比べ883万9千円の減額でございます。

主な減額要因として、前年度計上した組合設立に伴う事務所整備費及びシステム導入費が皆減となったことによるものでございます。

右ページ説明欄の◎一般管理費の主なものを申し上げますと、1節報酬は、正副管理者の報酬でございます。

13節庁舎借上料は、行田市役所内に所在する組合事務所の、土地、建物、及び電気料金、上下水道料金等の付帯費用を、行田市に対して支払うものでございます。

18節派遣職員人件費負担金は、本組合に派遣された事務局職員5名のほか、会計事務に従事する職員に対する行田市及び羽生市への負担金でございます。

12ページをお願いいたします。

2款1項2目公平委員会費1万9千円は、委員報酬を計上したものでございます。

2款2項1目監査委員費3万6千円は、委員報酬を計上したものでございます。

3款衛生費1項1目施設建設費9,608万7千円は、主に委託料を計上したものでございます。

右ページ説明欄の◎施設建設費の主なものを申し上げますと、1節委員報酬は、学識経験者等の事業者選定委員4人に対する報酬でございます。

12節生活環境影響調査業務委託料は、前年度からの継続事業で、施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づき、生活環境に配慮したきめ細やかな対策を検討し、施設計画へ反映するものでございます。

その下の埋蔵文化財発掘調査業務委託料は、新たな施設整備における耐水対策が補助金の採択要件に加えられたことに伴う、盛土予定箇所のうち調査未実施箇所の発掘調査を行うものでございます。

その下の事業者選定アドバイザー業務委託料は、施設整備及び運営管理における契約全般の手続きを行うため、契約手法の検討、要求水準書の作成、また技術審査資料作成等における技術支援をコンサルタントに外部委託するものでございます。

1 3 節土地借上料は、用地の所有者である行田市との貸借契約に基づき、借上料を計上したものでございます。

4 款予備費 1 項 1 目予備費 1 0 0 万円は、前年度と同額でございます。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げますので、8 ページをお願いいたします。

1 款分担金及び負担金 1 項 1 目市負担金 8, 8 8 1 万 7 千円は、行田市及び羽生市からの負担金でございます。

2 款国庫支出金 1 項 1 目衛生費国庫補助金 2, 7 0 6 万 9 千円は、国の循環型社会形成推進交付金でございます。

3 款繰越金 1 項 1 目繰越金 5 0 0 万円で、前年度の繰越金を充当するものでございます。

4 款諸収入 1 項 1 目預金利子 1 千円は、前年度と同額でございます。

次に、1 4 ページをお願いいたします。

こちらは、正副管理者をはじめとする特別職職員 2 0 人分の給与費明細でございます。

なお、事務局職員につきましては、行田市及び羽生市からの職員派遣であり、派遣元において給与を支給していることから、本明細書への記載はございません。

次に、債務負担行為についてご説明しますので、1 6 ページをお願いいたします。

上段の事業者選定アドバイザー業務委託は、令和 5 年度及び 6 年度の 2 カ年で実施するもので、令和 6 年度分として、1, 5 4 0 万円を限度額として計上するものでございます。なお、2 カ年の事業費総額は、4, 1 8 0 万円でございます。

下段のごみ処理施設整備及び運営事業は、DBO 方式での発注とし、令和 6 年度から令和 3 0 年度までの、施設整備費と 2 0 年間の運営費として 4 7 9 億 8 千万円を限度額として設定するものでございまして、施設整備費が 2 7 5 億 3 千万円、運営業務が 2 0 4 億 5 千万円でございます。

施設整備費につきましては、国の交付金等を活用し、さらに地方債を発行して財源とする予定でございます。

次に 1 8 ページをお願いいたします。

市負担金調書でございますが、組合格約に基づき、令和 5 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口を基に、均等割 2 0 %、人口割 8 0 %により算出したものでございます。

以上で、議案第 1 号ないし議案第 4 号についての細部説明を終わらせていただきます。

○香川宏行議長 以上で説明を終わりました。

△上程案件の質疑

○香川宏行議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方は、ご通告願います。

暫時休憩いたします。

午後 1時 53分 休憩

---

午後 1時 58分 再開

○香川宏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、議案第1号ないし第4号について——9番 保泉和正議員。

○9番 保泉和正議員 通告に基づき、議案質疑いたします。

議案第1号 行田羽生資源環境組合個人情報保護に関する法律施行条例について、組合における個人情報取扱事務はどのようなものが想定されるのか伺います。

次に、議案第2号 行田羽生資源環境組合新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会条例について、予算書から選定委員は、4人を想定しているようですが、次の5項目について伺います。

1点目、第3条の委員6人以内とした根拠について伺います。

2点目、第3条各号の委員の人数の割合、また、学識経験者はどのような方を想定しているのか、伺います。

3点目、事業者選定においては、市民に対し透明性を確保する意味でも、公募の委員を入れる必要があると考えますが、見解について伺います。

4点目、第7条の利害関係を有する場合とありますが、どのような場合が想定されるのか、また、その判断基準は誰がどのように決定するのか、伺います。

5点目、利害関係者が委員となることがあるのか、条文では議事に参加できないとなっており、委員に就任できることとなりますが、見解について伺います。

次に、議案第3号 行田羽生資源環境組合特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について伺います。

1点目、選定委員会の日額報酬、委員長1万2千円、委員1万円とした根拠について伺います。

2点目、次の令和5年度予算の質疑と関連いたしますが、会議時間によっては、日額満額を支給するのではなく、例えば、半日・4時間以内であれば委員長7千円、委員6千円など、

減額規定を盛り込むことができると思いますが、これらのことは検討されたのか、また、その見解について伺います。

次に、議案第4号 令和5年度行田羽生資源環境組合会計予算について伺います。

1点目、第3款衛生費事業者選定アドバイザー業務の詳細について伺います。また、同業務については、どのような事業者が見込まれるのか伺います。

2点目、第3款衛生費委員報酬4人となっていますが、委員会1回あたりの会議時間の想定について伺います。

3点目、第2条第2表債務負担行為、ごみ処理施設整備及び運営事業479億8千万円の年度ごとの積算内容について伺います。

以上、議案質疑といたします。

○香川宏行議長 執行部の答弁を求めます。——事務局長。

○江森裕一事務局長 議案第1号ないし第4号に対する質疑に順次お答え申し上げます。

はじめに、議案第1号 行田羽生資源環境組合個人情報の保護に関する法律施行条例の組合において想定される個人情報取扱事務の内容についてでございますが、本組合は一般廃棄物処理施設の整備及び運営管理に関する事務のみを所掌していることから、取り扱う個人情報は少ないものと認識しております。

現時点において想定される個人情報といたしましては、構成市の住民が施設に直接搬入した際の受付記録簿等が考えられるところでございます。

次に、議案第2号 行田羽生資源環境組合新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会条例の委員6人以内とした根拠についてでございますが、他団体の委員構成を参考に、事業者選定に必要な学識経験者等の配置を想定したものでございます。

次に、各号の人数の割合及び学識経験者はどのような者を想定しているかについてでございますが、1号学識経験者については、大学教授等をはじめとする4人、2号構成市職員については、両市の副市長又は部長級職員2人を想定しているところでございます。なお、両市の職員の報酬につきましては、予算に計上してございません。

次に、公募の委員の考慮についてでございますが、事業者選定委員会は、入札から契約締結までの過程において、客観的かつ専門性の高い審査や評価を行う必要があることから、委員の公募は予定してございません。

なお、委員会の会議につきましては、情報管理の徹底が求められることから、非公開とする予定でございます。

次に、利害関係の判断基準と認定についてでございますが、第7条の規定は、委員の責務を規定したものであり、在任期間中に利害関係者となることを禁じているものでございます。

なお、利害関係を有する場合につきましては、事業へ参入する可能性があるプラントメーカーと雇用関係にある場合や、調査業務等を受託している場合が想定されるところでございます。

次に、利害関係者が委員になることがあるのかについてでございますが、委員の委嘱に当たりましては、事務局において利害関係を含めた十分な審査を行うことにより、利害関係者が委員となることが無いよう準備を行ってまいります。

次に、議案第3号 行田羽生資源環境組合特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の選定委員会の委員長及び委員の報酬額の根拠についてでございますが、国の講師謝金支給基準や他団体の事例を参考に定めたものでございます。

次に、会議時間4時間以内の減額規定を盛り込むことの見解についてでございますが、国の講師謝金基準では、一般委員の会議出席謝金を日額で9,900円、時間単価で4,900円と定めており、1回の会議時間は概ね2時間を想定していることから、減額規定は盛り込んでおりません。

次に、議案第4号 令和5年度行田羽生資源環境組合会計予算の第3款衛生費事業者選定アドバイザー業務の詳細についてでございますが、来年度から、ごみ処理施設の設計、建設及び運営を行う事業者の選定に着手する予定でございます。事業者選定に当たりましては、価格に加えて性能・機能や技術力を評価できる総合評価落札方式を基本に入札及び契約に係る手続を進める予定であり、その過程で必要となる要求水準書いわゆる仕様書の作成、プラントメーカーへの見積徴取やヒアリング、事業者選定委員会の運営等について、専門性を有する経験豊富なコンサルタントから支援を受けるものでございます。

次に、どのような事業者が見込まれるのかについてでございますが、委託先といたしましては、同様の業務の受注実績を有するコンサルタントを想定しております。

次に、第3款衛生費委員報酬委員会1回あたりの会議時間についてでございますが、1回あたりの会議時間は概ね2時間と想定しており、来年度は5回の開催を見込んでおります。

次に、第2条第2表債務負担行為ごみ処理施設整備及び運営事業479億8千万円の積算内容についてでございますが、事業者アンケート等を踏まえ、組合では事業方式を、公共団体等が資金調達し、民間事業者が施設の設計・建設・運営を一体的に実施するDBO方式と



したところでございます。

債務負担行為額の積算に当たりましては、プラントメーカーから提出された見積りをもとに算出しております。内容といたしましては、施設整備費につきましては、令和6年度から令和10年度までの間に必要となる額として275億3千万円、施設稼働後の運営事業費につきましては、施設の運転管理費及び機器の更新を含む維持補修費等として、令和10年度から令和30年度までの間に必要となる額を204億5千万円と見込み、合計で479億8千万円を限度額として設定しているものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○香川宏行議長 再質疑ありますか。

○9番 保泉和正議員 了解しました。

○香川宏行議長 それでは、次に議案第4号について——2番 野本翔平議員。

○2番 野本翔平議員 議席番号2番、野本翔平です。

通告に基づきまして質疑させていただきます。

1点目、先程の質疑にもありましたが債務負担行為が設定されている事業者選定アドバイザー業務に関して、誰が何をやる業務なのか具体的に教えていただきたいと思っております。

2点目としまして、同じく債務負担行為が設定されているごみ処理施設整備及び運営事業、大変大きい金額の事業となっているわけですが、まずは積算根拠について教えていただきたい。

次に金額の妥当性についてどのように認識しているのか教えていただきたいと思っております。

その次の質問なのですが、事業者選定アドバイザー業務もそうですし、それからごみ処理施設整備及び運営事業もそうなのですが、非常に大きな金額の債務負担を当組合以外で我々議員が審議し議決するわけですが、この非常に大きな金額の債務負担行為に対して、両市の議員もいらっしゃいますし両市の市長もいらっしゃいますが、責任の所在というのが少しわかりにくいと思っておりますので、改めて債務負担行為の責任の所在についてお聞きしたいと思います。

○香川宏行議長 執行部の答弁を求めます。——事務局長。

○江森裕一事務局長 議案第4号に対する質疑に順次お答え申し上げます。

事業者選定アドバイザー業務委託について、誰が、何を行うのか、具体的についてでございますが、本業務は専門性を有する経験豊富なコンサルタントから支援を受けるものでございます。

具体的な内容でございますが、事業者選定を行う上で必要となる要求水準書いわゆる仕様書の作成、プラントメーカーへの見積徴取やヒアリング、事業者選定委員会の運営等への支援を予定しております。

次に、ごみ処理施設整備及び運営事業の積算の根拠でございますが、プラントメーカーへのアンケートにおいて概算事業費の回答を得ており、この金額に基づいて積算を行い設定しております。

次に金額の妥当性についてでございますが、概算事業費の回答後、プラントメーカーへヒアリングを行うなど、精査を行った結果であり、詳細な仕様、いわゆる要求水準書がない現時点における事業費の上限額として妥当であると考えております。

次に責任の所在についてでございますが、地方自治法において地方公共団体の執行機関は、予算その他の事務を自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う、と規定されているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○香川宏行議長 再質疑ありますか。—— 2番 野本翔平議員。

○2番 野本翔平議員 ご答弁ありがとうございました。

再質疑させていただきます。事業者選定アドバイザー業務に関しては了解いたしました。

ごみ処理施設整備及び運営事業の債務負担行為について、業者へのアンケートから概算事業費を算定しているという説明でしたが、わからないところがあるので教えていただきたいと思っております。

算定されている金額が、業者選定の結果、この金額よりも大きな金額になることがあるのか、再質疑させていただきます。

それから、責任の所在に関しましては、一般論として執行するところに責任の所在があるというお答えだったかと思いますが、一般論としての理解としては行田市、羽生市及び両市の市長にあるということによろしいのか質問させていただきます。

○香川宏行議長 執行部の答弁を求めます。—— 事務局長。

○江森裕一事務局長 再質疑にお答え申し上げます。

債務負担行為の金額より大きくなる可能性、もしくは契約の金額が大きくなる可能性ということでございますが、入札の公告にあたりましては債務負担行為の金額が上限となりますので、その範囲内での入札公告となる予定でございます。

なお、要求水準書の作成の過程におきまして、事業費を精査する予定がございますので、

必要があれば増額の補正、減額の補正を行う可能性がございます。

次に、予算の責任の所在についてでございますが、執行機関としましては組合となりますので、組合が執行機関として誠実に義務を負うと考えてございます。

以上でございます。

○香川宏行議長 他に質疑の通告はございません。これをもって質疑を終結いたします。

---

△上程案件の討論、採決

○香川宏行議長 次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

[通告なし]

○香川宏行議長 他に討論の通告はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、順次採決いたします。

まず、議案第1号 行田羽生資源環境組合個人情報保護に関する法律施行条例は、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○香川宏行議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 行田羽生資源環境組合新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会条例は、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○香川宏行議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 行田羽生資源環境組合特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○香川宏行議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和5年度行田羽生資源環境組合会計予算は、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○香川宏行議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

△一般質問

○香川宏行議長 次に、日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。——1番 木村博議員。

〔1番 木村博議員 登壇〕

○1番 木村博議員 議席番号1番、公明党の木村博でございます。

議長に発言の許可をいただきましたので、通告に基づき一般質問をします。

新ごみ処理施設の施設整備スケジュールにある事業者選定アドバイザーについて、以下の3点についてお伺いします。

一つ目として、用語の定義として事業者選定アドバイザーについてご説明ください。

二つ目として、事業者選定アドバイザー業務委託のアドバイザーの業務内容とは何なのか、いくつかの段階があるのであれば、その段階ごとに業務内容をご説明ください。

三つ目として、アドバイザーは、通常PFIの性格や仕組みに精通するとともに、民間の同種事業や事業経営、資金調達等に関する知見等の専門知識を有する者を指しているようですが、既に今年度PFI等導入可能性調査を行っている受注者と、来年度から2年間行おうとしている事業者選定から契約締結までの間に必要な助言や支援を行ってもらうアドバイザーとの違いについてご説明ください。

以上で、1回目の質問といたします。執行部の答弁、よろしく願いいたします。

○香川宏行議長 執行部の答弁を求めます。——事務局長。

〔江森裕一事務局長 登壇〕

○江森裕一事務局長 ご質問の施設整備スケジュールにある事業者選定アドバイザーについて、順次お答え申し上げます。

はじめに、1点目の事業者選定アドバイザー業務についてでございますが、近年のごみ処理施設は、広範囲にわたる技術を採用していること、複雑かつ大規模な技術システムであること、プラントメーカー独自の構造、特許及びノウハウが用いられているため、一般の建設工事のように発注者が設計を行い、施工のみを発注する契約方式をとれないという特徴を持っております。このため、受注者に設計と施工の両方を行わせる性能発注方式により、発注し契約を行うことが一般的となっております。

これに加え、今回、DBO方式を採用するため、建設に加え20年間の運営管理を併せて

契約することとなることから、事業者選定に必要となる仕様書、いわゆる要求水準書の内容も多様で専門性が高いものとなります。

そこで、事業者選定アドバイザー業務として、事業者の募集から契約締結までの過程において必要となる専門的な知識や経験に基づく支援を受けるものでございます。

次に、2点目の事業者選定アドバイザー業務の内容についてでございますが、事業者選定に当たりましては、価格に加えて性能・機能や技術力を評価できる総合評価落札方式を基本に入札及び契約に係る手続を進める予定でございます。

具体的な業務内容といたしましては、事業者選定方式の検討、参考見積徴取、事業者の募集及び評価、事業者選定委員会の運営、契約締結等の支援となります。

次に、3点目のPFI等導入可能性調査業務と事業者選定アドバイザー業務の違いについてでございますが、本年度、実施しておりますPFI等導入可能性調査業務につきましては、より効率的・経済的なごみ処理施設の整備・運営手法を選択するため、プラントメーカーへの意向調査等を通じて、民間活力の導入を含めた事業方式を検討するものでございます。

一方、事業者選定アドバイザー業務につきましては、決定した事業方式に基づき、事業者の募集から契約締結までの過程において、必要な技術支援を受けるものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○香川宏行議長 再質問ありますか。——1番 木村博議員。

○1番 木村博議員 ご答弁ありがとうございました。

先程から要求水準書を作成という話をされておりましたが、要求水準書の作成にあたって、事業提案を入れるのか入れないのか、提案を基に価格と提案、性能等を総合してやるのか、それとも提案は求めないのか、それを聞きたいと思います。

それから、アドバイザーとPFI等導入可能性調査の業者の違いはわかったのですが、導入可能性調査の業者がアドバイザーになりえるのか、この2点についてお答えいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○香川宏行議長 執行部の答弁を求めます。——事務局長。

○江森裕一事務局長 再質問にお答え申し上げます。

要求水準書の作成の中に、事業者からの提案を盛り込むのかということですが、要求水準書の作成にあたりましては事業者が自分の得意とする方式であるとか、効率的に行える方式を採用できるような幅を持たせたような要求水準書にすることも可能でございます。

先日行いましたプラントメーカーへの聞き取りの中では、要求水準書において仕様が細かく

規定され過ぎてしまうと、事業者の得意とする技術が生かせない、また効率的な運用ができない場合があるので、そのあたりの提案を受け入れてもらいたいというような主旨の質疑応答がございました。

こういったことも含めまして、今後事業者選定アドバイザー業務の中で要求水準書を作成していくわけですが、この意見も踏まえまして事業者の提案が受けられる部分も確保するような形も検討材料としてまいりたいと考えてございます。

続きまして、現在行っているPFI等導入可能性調査の受託業者が今後の事業者選定アドバイザー業務を受注することができるかということですが、いずれも廃棄物処理施設整備に係る経験を有するコンサルタントが想定されることとございますので、今回PFI等導入可能性調査を受託している業者がアドバイザー業務を受託する可能性はございます。

以上でございます。

○香川宏行議長 次に、2番 野本翔平議員。

[2番 野本翔平議員 登壇]

○2番 野本翔平議員 2番野本翔平です。

通告に基づき、行田羽生資源環境組合の事業に関する一般質問をさせていただきます。

大きな1点目として、事業の進捗についてお聞きします。

令和4年4月に本組合及び本組合議会が設立され、行田市、羽生市両市の市民にとって大変重要な施設である新たなごみ処理施設の整備に向けた事業が本格的にスタートしております。

その後の事務局からの説明の中で、新施設の完成は令和9年度中を予定していると伺っています。

そこで1点目として、現在の事業の進捗状況をお聞きします。

2点目として、現在の計画では令和9年度中の完成を予定していますが、昨今様々な想定外の出来事等も含め、色々な要因によって、事業が遅れることも想定されます。

そこで、仮に新施設の稼働が遅れた場合に、行田市及び羽生市のごみ処理行政はどのように対応されるのか、教えてください。

次に大きな2点目として、環境への配慮についてお聞きします。

現在、世界中の国々で気候変動や気候危機に対する取組が行われています。日本政府も2050年カーボンニュートラルを掲げ、全国の自治体でCO2削減に向けた動きが加速して

います。行田市においてもゼロカーボンシティ宣言を行い、市内全域の照明LED化が実施されているところです。

このような状況の中で、私たちの新たなごみ処理場整備事業においても、環境への配慮は大変重要な項目です。

そこで本事業における環境への配慮についてお聞きします。

1点目として、本事業において、どのような点で環境への配慮が実施され、また、計画されているのか、具体的に教えてください。

2点目として、行田市及び羽生市の現在のごみ処理施設と比較して、どのような点で改善されるのか、教えてください。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

○香川宏行議長 執行部の答弁を求めます。——事務局長。

[江森裕一事務局長 登壇]

○江森裕一事務局長 ご質問の1番目、事業の進捗について、順次お答え申し上げます。

はじめに、1点目の事業は予定通り進んでいるのかについてでございますが、令和9年度中の新施設稼働に向け、本年度は、施設整備基本計画策定や埋蔵文化財発掘調査等を実施しております。組合設立時の整備スケジュールに照らし、全ての事業が順調に進んでおります。

次に、2点目の事業が遅れた場合は、どのように対応するのかについてでございますが、昨今の社会情勢の影響で、ごみ処理施設整備事業においても、資機材の供給不足等により工期が長期化傾向にあることは認識しております。

現時点では、施設整備の全体スケジュールを変更する予定はございませんが、仮に施設稼働が遅れた場合は、構成市のごみ分別区分変更や収集運搬体制、既存施設の稼働期間等への影響が想定されることから、構成市と十分に調整し対応してまいりたいと存じます。

次に、2番目の環境への配慮についての1点目、具体的な計画内容についてでございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、組合が整備する廃棄物処理施設について生活環境影響調査の実施が義務付けられております。本調査では、大気質、騒音、振動、悪臭及び水質について、施設の計画段階で、施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響を予め調査するもので、その結果に基づき、地域の生活環境に配慮したきめ細やかな対策を講じてまいります。

次に、2点目の既存施設との比較についてでございますが、施設整備に当たり計画段階において、公害防止基準を設定することになります。既存施設と新施設では施設規模が異なり、

法令や条例による基準値が違うため、一律に比較することは困難でございますが、環境に対する住民の関心の高まりを踏まえ、新施設におきましては、法令や条例による基準値より、更に厳しい自主基準値の設定を行うことで、周辺環境に配慮した施設整備に努めてまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○香川宏行議長 再質問ありますか。——2番 野本翔平議員。

○2番 野本翔平議員 ご答弁いただきありがとうございます。

いくつか再質問をさせていただきます。

まず1点目の進捗に関してですけれども、ご説明の中で埋蔵文化財発掘調査がございました。様々な建設計画において埋蔵文化財の関係で予定外の物が出てきて遅れてしまうということが起こっているわけですが、本事業においてはそういったことの影響があるとお考えなのか、その点を伺います。

また、遅れる場合の対応については両市で対応するということで了解いたしました。

環境への影響の部分ですけれども、周辺地域の生活環境には十分な配慮、十分な事前の調査をしてしっかり対応していくということでありましたけれども、周辺の方々をはじめとする両市の市民の方々への、先程の事業の透明性という話もありますので、市民の方への周知や説明に関してどのように考えているのか、あるいは説明会等の予定があるのかお聞かせください。

最後に、既存施設との比較、環境配慮の面で改善点の比較というところでお聞きしましたが、先程基準値よりもさらに厳しい自主規制をしていくという答弁をいただきましたので、もう少し具体的な内容についてお伺いします。

○香川宏行議長 執行部の答弁を求めます。——事務局長。

○江森裕一事務局長 再質問にお答え申し上げます。

まず、進捗に関しまして、埋蔵文化財発掘調査が影響するのではないかとご質問でございますが、現在の建設用地は造成をした段階で大部分において埋蔵文化財の発掘調査が終わっております。

今回、浸水対策として盛土をする関係で、前回掘っていなかった部分につきまして埋蔵文化財発掘調査を行っております。ある程度の出土は想定されておまして、現在発掘している場所につきましても発掘は順調に進んでおりますので、今後、新年度に行う調査におきましても予定通りの期間内に調査が終わるものと考えております。



次に、両市の市民への説明ということでございますが、周辺地域の方に関しましては全体の市民に対する説明会の他に地元で直接お伺いし、これまでも説明を重ねてまいりました。周辺の住民の方を第一にして、今後も情報提供に努めてまいります。

また、両市の市民に関しましては、基本的に情報公開をしていく方針に変わりはなく、なるべく多くの情報をホームページ等で発信していきたい、それから両市の広報誌も活用しながら事業の進捗、内容につきまして適宜情報公開、説明を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、基準値についてでございますが、現在要求水準書を作成しておりませんので正式な基準値は決定しておりませんが、本事業計画の前段階で構成市である行田市におきまして作成しましたごみ処理基本構想の中で、今後のごみ処理施設の在り方を検討しておりまして、一例をあげますとダイオキシンの法定基準というのは $5 \text{ ng-TEQ/m}^3 \text{N}$ となっておりますが、これを一步踏み込んで $0.1$ にするとか、その他にも色々な項目につきまして、できる範囲での法定基準よりもさらに厳しい自主基準値を設定する方向で検討してまいりたいと存じます。

なお、過度に高い基準値を設けますと、施設整備費が極めて膨大になる可能性もございますので、そちらもにらみながら適切な公害防止対策に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○香川宏行議長 以上で、組合に対する一般質問を終結いたします。

---

#### △特定事件の委員会付託

○香川宏行議長 次に日程第5、特定事件の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。

次期議会の会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○香川宏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、次期議会の会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

これをもって、令和5年第1回行田羽生資源環境組合議会定例会を閉会いたします。

午後 2時 44分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年 月 日

行田羽生資源環境組合議会議長

香 川 宏 行

行田羽生資源環境組合議会議員

吉 野 修

同

加 藤 誠 一